

高根沢町学校 ICT ネットワーク整備業務 指名型プロポーザル審査基準

1. 基本的考え方

高根沢町プロポーザル方式実施要綱（令和元年高根沢町告示第 101 号）の規定に基づき設置する「高根沢町学校 ICT ネットワーク整備業務プロポーザル審査委員会」において審査を行い、もっとも優れた提案を行った事業者を契約候補者として選定する。

2. 審査方法

書類審査のみとし、選定にあたっては、基礎審査及び企画提案審査を実施する。

(1) 基礎審査

「機器機能確認表」及び「見積書及び見積内訳書」から評価点を算出する（表 1）。

※評価点の算出は、総務課（プロポーザル審査委員会事務局）が行う。

① 機器仕様評価点

機器機能確認表の対応区分欄に「○」と記載されている項目を 1 点、基本仕様である要件のうち「×」と記載されている項目をマイナス 1 点として集計する。

※全 80 項目（基本仕様：40 項目、基本仕様以外：40 項目）

② 価格評価点

見積書及び見積内訳書の価格から、次の計算式を用いて算出する。

$$\text{価格評価点} = 20 \text{ 点} \times (\text{提案者のうちの最低見積価格} / \text{提案者の見積価格})$$

表 1

番号	評価点	提出書類	配点
1	機器仕様評価点	機器機能確認表	80 点
2	価格評価点	見積書及び見積内訳書	20 点
計			100 点

(2) 企画提案審査

① 提案評価点

企画提案書を基に企画提案審査を実施して評価点を算出する（表 2）。

表 2

番号	評価点	提出書類	配点
1	提案評価点	企画提案書	100 点
計			100 点

(3) 全体評価

機器仕様評価点（80 点満点）、価格評価点（20 点満点）及び提案評価点（100 点満点）を合計し、全体評価点（200 点満点）とする。

委員の全体評価点を合計し、点数が最も高い者を契約候補者、2 番目に高い者を次点とする。ただし、合計点数が満点（200 点）の 10 分の 6（120 点）に満たない委員が過半数となった場合は、契約候補者とならない。